

小海高等学校生活指導係発行

価値観がその人の言動を決め、 価値観がその人の性格をつくる

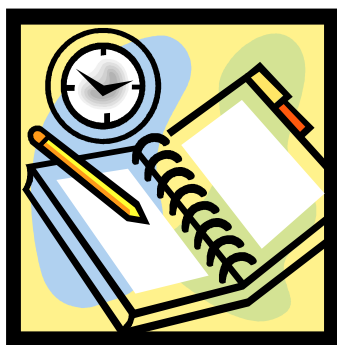
先日ある教育問題についての講演会に参加した時のことです。講演のあと質問が出ました。「児童・生徒の性格とその言動にはどんな関係があるのか？」というのが質問の内容でした。講師の先生はこのように回答されました。「性格というよりも価値観が重要だと思います。その人の価値観がその人の言動を左右し、その価値観にもなるとともにその人の性格が形成されると思うからです。」なるほど、と思いました。

私たちは自分でも周りの人でも、あるいは他人や会ったこともないテレビのタレントでさえも、「あの人は〇〇な性格だ」といって判断してしまいます。しかしその性格とは価値観が決めているのです。

勉強になかなか取り組めない。そういう諸君はそのような価値観で勉強をとらえているのです。遅刻をしても平気な人は「遅刻してはいけない、時間は守らなければいけない」ということが大切ではない＝価値がない、というようにとらえているのです。また、クラブ活動に熱心な諸君は「クラブ活動は大切だ!」という価値観を持って日々を過ごしていることになり、物を大事に扱う諸君は「物は大事に扱わなければならない」と言う価値観を持っていることになります。(大事に扱わない諸君はそういう価値観を持っていることになる。)

自分は何に価値を求めているのか?大切にしていることは何か?大切にしていないことは何か?そういうこと(=自分の価値観)を考えて見ると自分の日々の生活が見えてくるかもしれません。

生徒手帳を見直してみよう



生徒手帳をきちんと読んだことがありますか?生徒心得には学校生活を送る上で大切なことが書かれています。一度しっかり読んでおくことを勧めます。以下に大切と思われる部分を載せておきます。

～ 生徒心得 ～ <抜粋なので番号がとんでいたりします>

1. 日課

(1) 始業時刻 8 : 30 終業時刻 15 : 25

授業時間は1時限50分

(2) 時により時間変更があるので注意する。

2. 欠席・遅刻・早退等

(1) 欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず始業時前に保護者からその旨を学校へ連絡する。

病気のため引き続き1週間以上にわたって欠席する場合は、医師の診断書を添える。

(2) 早退する場合は、学級担任に申し出、許可を得てから早退する。病気で早退するときには保健室で相談する。

(3) 登校後やむなく外出する場合は、学級担任に申し出て許可を受け、帰校後担任に報告する。

<ウラへ続く>

- (5) 学校で認めた体育大会・諸会合に代表として参加する場合、および就職・受験のための欠席は公欠として出席扱いにする。

3. 服装・所持品

- (1) 服装、所持品は質素・清潔を旨とし、高校生としての品位を保つように心掛ける。
(3) 上履きは本校指定のものとし、体育館シューズと区別をする。
(4) パーマ・脱色・染色・ピアス・付け毛は禁止する。見苦しくない調髪を心掛ける。
(5) 所持品には記名をし、金銭・貴重品の取り扱いには気をつける。特に体育と移動教室の時間には学級担任や教科担任に預ける。
(6) 携帯電話は生徒である本分を逸脱したり、マナーに反した使い方は厳に慎むこと。

4. 校内生活

- (1) 学校施設、備品を大切に扱い環境の整備につとめる。特に火気はみだりに使用しない。もし破損させた場合には直ちに関係職員に申し出て指示を受ける。故意に破損させた場合は弁償する。
(2) 教室・用具等を使用するときは教務または関係職員の許可を得て、借用書を記入してから使用する。
(3) ポスター、印刷物を校内に掲示又は配布しようとするときは教務の許可を得る。生徒会の関係のものは生徒会長の許可印をもらう。なお掲示は所定の場所に行く。
(4) 集会を開くときは「各種大会・集会等参加及び行事届」（用紙は職員室）を提出し、許可を得る。
(5) 校内外において学校の許可なく募金・署名を行ってはならない。
(6) 来賓には会釈をし、職員室等への出入りは礼儀正しく行う。
(7) 生徒相互のあいさつ、交際は尊厳と敬愛の情を持って行い、言動を慎み、暴力・威圧・いじめ等他人に迷惑をかけるような行為はしない。

5. 校外生活

- (1) 「小海高校生」としての自覚を持ち、社会秩序を守り、責任ある行動をとる。
(2) 交通道德・規則を守り、事故のないように心掛ける。
(3) 列車・バス・駅等でのマナーにも気をつける。
(4) 家族（成人）と同行する以外は、夜間の外出、外泊をしてはならない。
(5) 不健全な娯楽場所に立ち寄らない。
(6) 飲酒・喫煙は絶対にしない。
(7) 旅行や校外での集会等に参加する場合は、保護者の承諾を得て「各種大会・集会等参加及び行事届」を提出する。
(8) 校外の団体に参加または加入したり、団体を結成したりする場合は事前に学級担任に相談する。
(9) 授業日・休日のアルバイトは学校生活に様々な弊害が生じるので好ましくない。家庭の事情等により実施する場合は保護者の承諾を得た上で、所定の「アルバイト届」（用紙は職員室）を提出する。

<禁止事項>

- ・宿泊をとまなうもの
- ・夜間のもの（夜8時以降）
- ・飲酒を伴う接待業
- ・危険を伴うもの
- ・長期にわたるもの（長期休業の1/2をこえるもの）
- ・バイクを使用するもの
- ・長時間にわたるもの